

現場代理人及び主任技術者の緩和措置に関するQ & A

Q 1. 仕様書に「現場代理人の兼務を認める」旨の記載がない工事を受注し、現場代理人を選任後、「兼務を認める」旨の記載のある別工事を受注した場合、当該工事2件について兼務承認は受けられるのか。

A 1. 「兼務を認める」旨の記載がない工事（業務）の現場代理人は専任とするため、兼務承認は受けられません。

なお、主任技術者の兼務についても同様ですが、「主任技術者の専任要件の緩和措置」実施前の工事については、要件に合致し工事監督課の承認を受けることができれば兼務は可能です。

Q 2. 既に3件の工事について現場代理人の兼務承認を受けていたが、その内1件の工事が完了したため、新たに別工事の承認は受けられるのか。

A 2. 可能ですが、工事検査の対象となる工事については、当該工事検査が完了し、引き渡しを受けた後の承認となります。

Q 3. 仕様書に「現場代理人の兼務を認める」旨の記載がある工事A及びBを受注し、職員（ア）が双方の主任技術者及び現場代理人について兼務承認を受けていたが、工事Aが変更契約により増額となり、下請負代金額が4,000万円を超えたことから、監理技術者の配置が必要となった。

そのため、職員（ア）を工事Aの監理技術者とした場合、現場代理人の兼務承認はどうなるのか。

A 3. 現場代理人の兼務承認は取り消しとなります。

工事Bについては、別の職員を主任技術者及び現場代理人として配置する必要があります。

また、仮に職員（ア）が監理技術者の資格を持っておらず、工事Aの監理技術者が出来ない場合は、別な職員を工事Aの監理技術者に配置することとなるため、職員（ア）の主任技術者の兼務を取り消しすれば、引き続き職員（ア）による工事A及びBの現場代理人の兼務は可能です。

Q 4. 主任技術者の専任要件緩和措置の実施後、仕様書に「主任技術者の兼務を認める」旨の記載がない工事A（「現場代理人は「兼務を認める」旨の記載あり）を受注し、職員（ア）に主任技術者と現場代理人を兼務させているが、新たに「現場代理人の兼務を認める」旨の記載のある工事Bを受注したため、職員（ア）が工事A及びBの現場代理人を兼務することは可能か。

A 4. 工事Aは「主任技術者は兼務を認める」旨の記載がないことから専任となるため、職員（ア）による工事A及びBの現場代理人の兼務承認は受けられません。

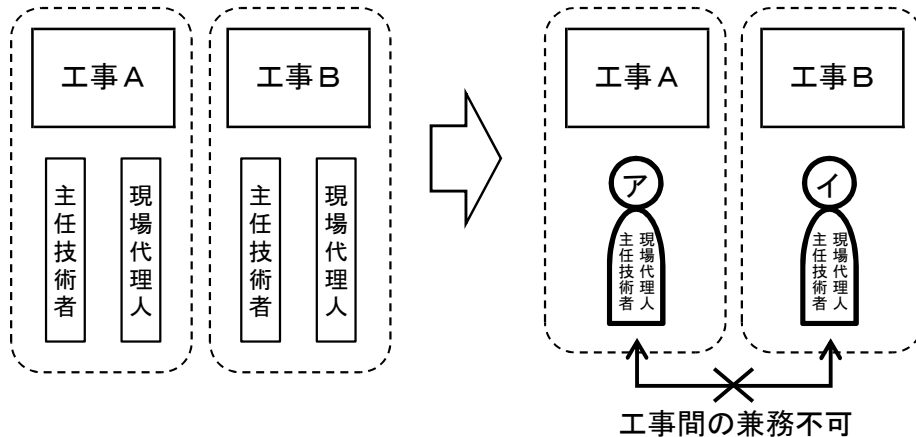
ただし、職員（ア）の工事Aの主任技術者と現場代理人の兼務を取り消しし、別な職員が工事A及びBの現場代理人を兼務することは可能です。

■ 工事における兼務の事例

(仕様書等に現場代理人及び主任技術者の兼務を認める記載があるケース)

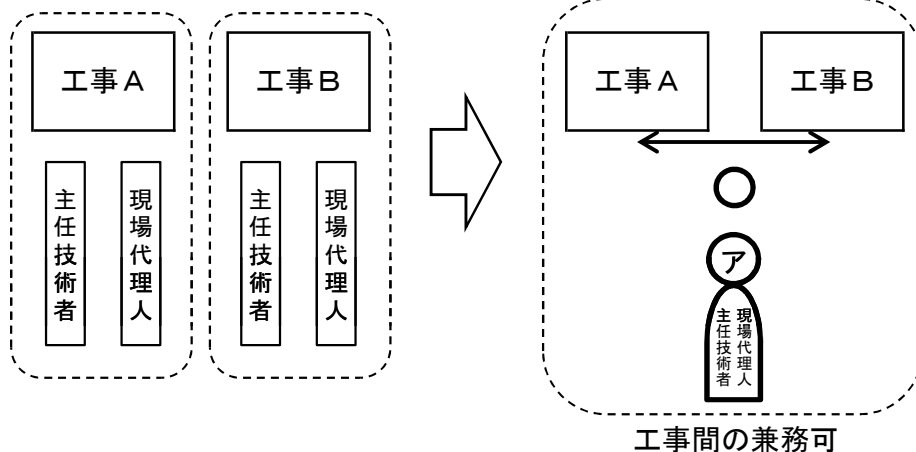
工事 A (土木工事・請負代金額 3,500万円)
 工事 B (土木工事・請負代金額 5,000万円) の場合

【緩和措置実施前の場合】



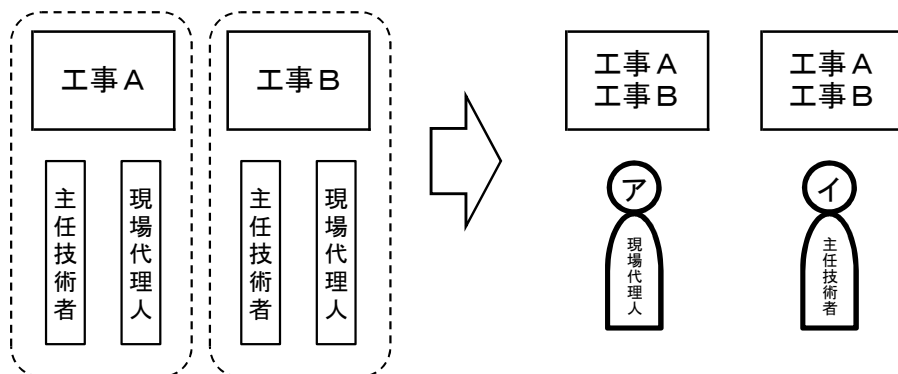
各工事ごとの現場代理人と主任技術者の兼務は可能でしたが、各工事間の兼務はできませんでした。

【緩和措置実施後】



「現場代理人の常駐義務緩和措置」及び「主任技術者の専任要件の緩和措置」が適用されるため、承認された場合、2件の工事について現場代理人及び主任技術者が兼務可能となりました。

※なお、次のような兼務も可能です。



① 「現場代理人の常駐義務緩和措置」により職員アが工事 A 及び B の現場代理人を兼務

② 「主任技術者の専任要件の緩和措置」により職員イが工事 A 及び B の主任技術者を兼務

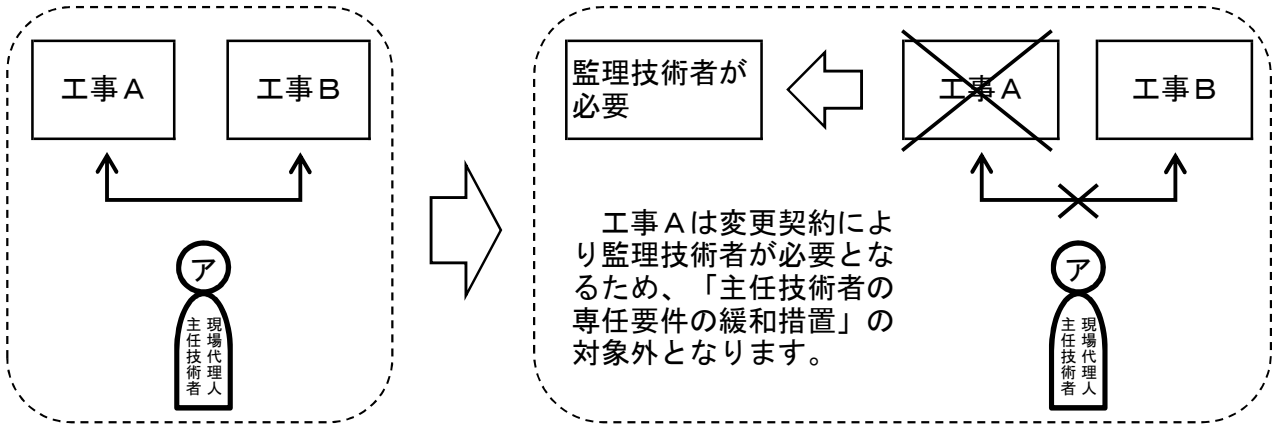
※ 「主任技術者の専任要件の緩和措置」は、平成24年度に発注し、既に契約を締結している（当該緩和措置実施前の）工事についても、要件に合致し工事監督課で承認する場合には対象となります。

■現場代理人及び主任技術者の兼務承認を請けていた工事の内、一方の工事において、変更契約により下請負代金額が4,000万円を超えた場合
 (監理技術者の専任が必要となった場合のケース)

工事A (土木工事・請負代金額 8,000万円・下請負代金額4,000万円に変更増)
 工事B (土木工事・請負代金額 3,500万円)

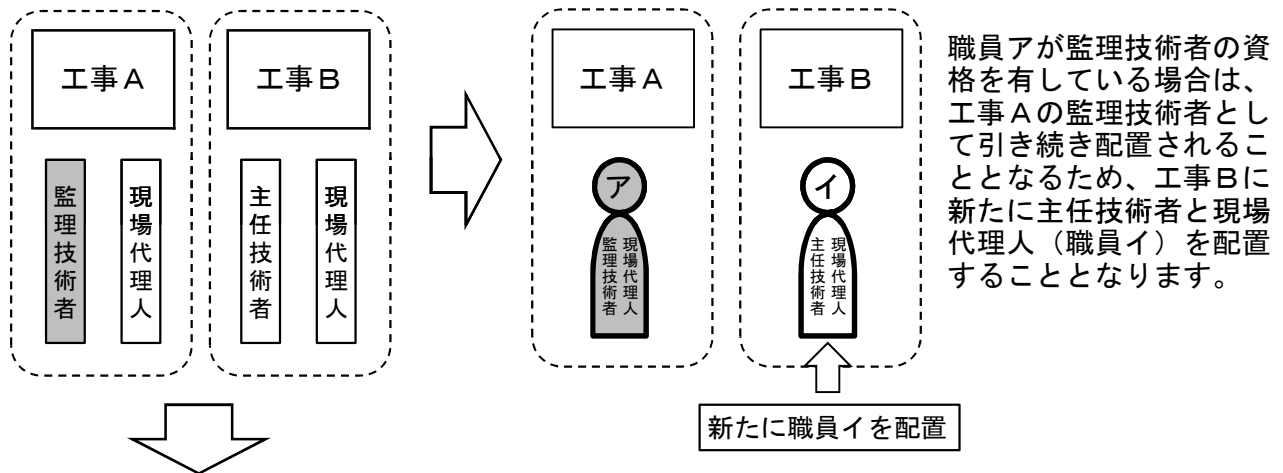
の場合

【変更契約による除外】

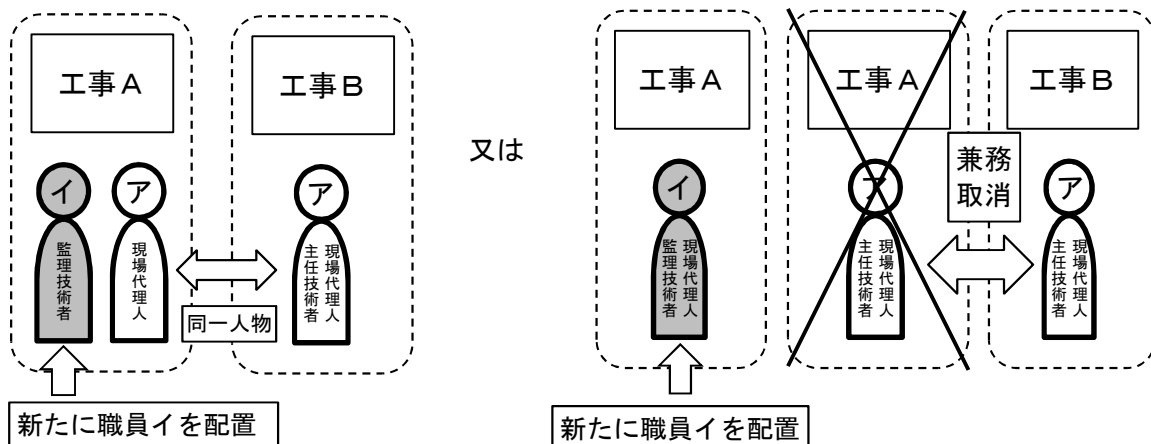


【兼務のパターン】

①職員Aが監理技術者の資格を有している場合



②職員Aが監理技術者の資格を有していない場合



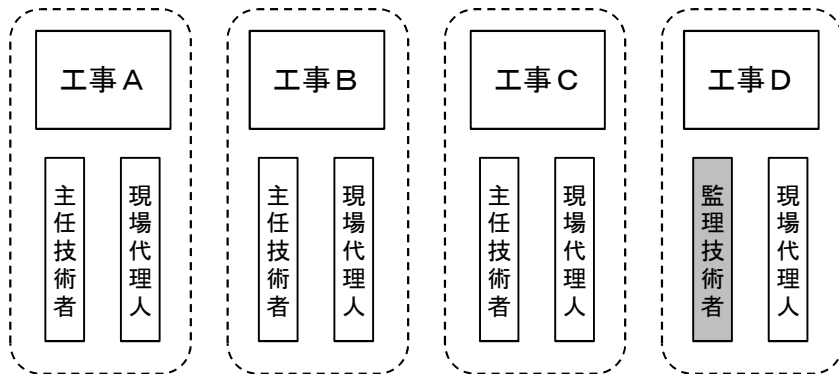
工事Aの監理技術者として新たに職員Iを配置する必要があります。
 工事A及びBの現場代理人は引き続き職員Aによる兼務は可能です。

工事Aの監理技術者として新たに職員Iを配置し、現場代理人と兼務させることも可能です。この場合は、職員Aの工事A及びBの主任技術者及び現場代理人の兼務は取り消しとなり、工事Bの主任技術者と現場代理人のみの兼務となります。

■その他工事における兼務の事例

(緩和措置の適用を受けない工事との兼務事例)

工事 A (土木工事・請負代金額 1,000万円)	の場合
工事 B (土木工事・請負代金額 3,500万円)	
工事 C (土木工事・請負代金額 5,000万円)	
工事 D (土木工事・請負代金額 10,000万円)	

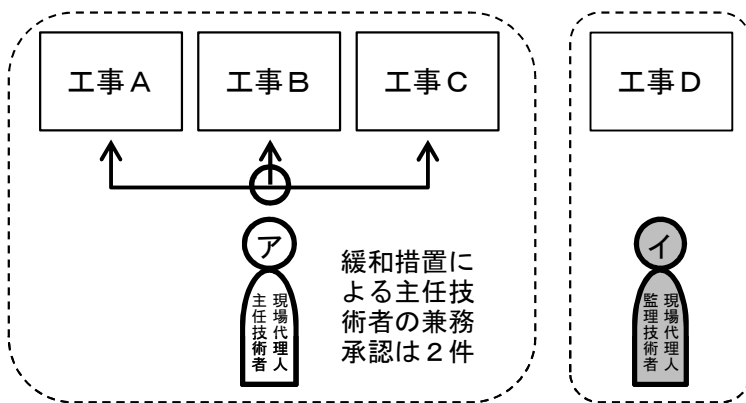


※ 補足

工事 A の主任技術者は「主任技術者の専任要件の緩和措置」対象外工事（請負代金額3,500万円未満）

工事 D は監理技術者が必要（下請負代金額が4,000万円以上となる工事。「主任技術者の専任要件の緩和措置」対象外工事）

【兼務のパターン】



工事 A は請負代金額が3,500万円未満のため「主任技術者の専任要件の緩和措置」に該当しない工事であり、専任である必要がないことから、専任が必要で兼務を認められている工事 B 及び C の主任技術者と兼務することができます。

また、全ての工事は現場代理人の兼務対象工事のため、工事 A 及び B 並びに C の 3 件について現場代理人を兼務することができます。

工事 D については、監理技術者が必要な工事のため、「主任技術者の専任要件の緩和措置」の対象外工事となり、監理技術者と現場代理人の設置が必要となります（事例では兼務としています）。

(緩和措置の対象外工事との兼務事例)

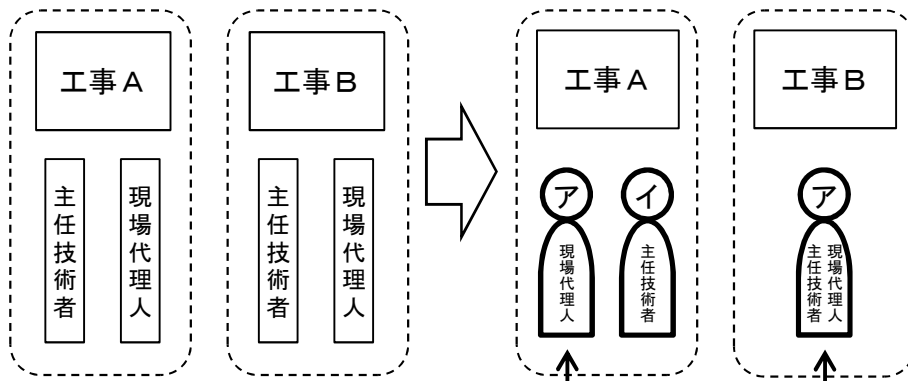
工事 A (土木工事・請負代金額 3,500万円)	の場合
工事 B (土木工事・請負代金額 4,000万円)	

※ 補足

工事 A は「主任技術者の専任要件の緩和措置」対象外工事（仕様書に記載なし）

工事 B は「主任技術者の専任要件の緩和措置」対象工事

どちらの工事も「現場代理人の常駐義務の緩和措置」対象工事



工事 A は主任技術者の専任が必要な工事（兼務を認めない）のため、兼務できないことから、現場代理人のみ兼務することができます。

現場代理人の兼務